

平成16年10月20日

静岡県知事 石川嘉延様

浜松市長 北脇保之

新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書についての意見の概要等の送付について  
秋晴れの候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本市が進めております新清掃工場建設に係る環境影響評価について、下記のとおり準備書の公告・縦覧を行い、所定の期間意見書の提出を受付した結果を報告いたしますので、お取り計らいの程よろしくお願い申し上げます。

記

1 浜松市新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書縦覧

- (1) 公告 平成16年8月31日
- (2) 縦覧期間 平成16年8月31日(火)～平成16年9月30日(木)
- (3) 縦覧会場 浜松市 新清掃工場水泳場建設事務局  
都市計画課  
浜松市立篠原公民館  
舞阪町 生活環境課  
雄踏町 住民課

2 準備書に係る説明会の開催

- (1) 日時 平成16年9月7日(火)午後2時～
- (2) 場所 浜松市立篠原公民館 講座室
- (3) 参加者 住民等 3名

3 意見書の提出

- (1) 意見書提出期間 平成16年8月31日(火)～平成16年10月14日(木)
- (2) 意見書提出の方法  
郵送による提出(浜松市環境部新清掃工場水泳場建設事務局宛)  
ファクシミリによる提出( " )  
Eメールによる提出( " ) 等

4 意見書の提出の受付

期間中の意見の提出は、2件(新清掃工場水泳場建設事務局へ持参)

5 送付書類

- (1) 当該意見書の写し
- (2) 当該意見書に記載された意見の概要を記載した書類
- (3) 当該意見書に記載された意見についての事業者の見解を記載した書類(見解書)

# 浜松市新清掃工場建設に係る

## 環境影響評価準備書についての 意見の概要とそれに対する事業者の見解

平成 16 年 10 月

浜 松 市

# 目 次

第1章 環境影響評価準備書についての意見とそれに対する事業者の見解.....	1
1.1 住民等の意見の概要と事業者の見解 .....	1

## 第1章 環境影響評価準備書についての意見とそれに対する事業者の見解

### 1.1 住民等の意見の概要と事業者の見解

「静岡県環境影響評価条例」第19条の規定に基づき、環境影響評価準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地から意見を求めるため、環境影響評価準備書を平成16年8月31日に公告し、1ヶ月間(平成16年8月31日～平成16年9月30日)縦覧を行った。

また、「静岡県環境影響評価条例」第21条の規定に基づき、平成16年8月31日～平成16年10月14日まで意見書の提出期間とし、環境影響評価準備書について環境の保全の見地から意見を求めた。

住民等から提出された意見書の件数は、表1-1に示すとおりである。

また、住民等から提出された意見書については、意見を項目別に分類し、意見の概要として要約を行い、それに対する事業者の見解を表1-2に示す。

表 1-1 意見書の件数

項 目	件 数
住民等の意見書	2

表 1-2(1) 住民意見の概要とそれに対する事業者の見解

住 民 意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
<p>(1)静岡県環境影響評価条例に基づく知事の意見に関して</p> <p>26 項目という多岐にわたる知事意見は、浜松市の清掃・環境行政の根幹にかかわる問題を指摘されている。浜松市の清掃・環境行政が環境影響に最新の注意を払っていれば、指摘されるまでもない事項と考える。知事の意見を今後の清掃および環境行政に生かすべきである。</p>	<p>(1)への見解</p> <p>ご指摘の知事の意見は、平成 15 年 2 月から 1 ヶ月間縦覧した「環境影響評価方法書」に対して、環境の保全の見地から静岡県知事の意見として提出されたものです。</p> <p>環境影響評価方法書は、「静岡県環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価(現地調査や予測及び評価)を実施する前に、事前に環境影響評価の調査方法や調査時期、予測評価手法などを示したものです。</p> <p>環境影響評価方法書の縦覧や意見提出は、事前に環境影響評価の内容を広く周知させるとともに、調査等実施前に客観的な立場から意見を頂き、環境影響評価の充実を図ることを目的としたものであり、知事の意見を頂いたことは、環境影響評価の客観性を持たせた結果であり、意見を頂くこと自体が問題であるということではなく、より良い環境影響評価を行える結果に繋がるものと考えます。</p> <p>なお、環境影響評価の実施にあたっては、環境影響評価方法書に対する知事の意見を踏まえて現地調査、予測及び評価を行っており、その結果として「環境影響評価準備書」を取りまとめています。</p> <p>26 項目の内、8 項目については追加調査を実施し、他の意見についても、調査等における留意事項として配慮しました。</p>
<p>(2) 沼上などのようなトラブル・事故があった場合の環境影響評価の欠落</p> <p>この 7 月に静岡市沼上清掃工場で溶融炉の事故があったが、沼上だけでなく、灰溶融炉・ガス化溶融炉の事故は全国で続発している。</p> <p>このような事故の場合に、どの程度のダイオキシンや化学物質が生成し、重金属が周囲に放出されるか、浜松の準備書には、まったく予測も対策もない。</p> <p>事故は起こらないとする安易な立場に立つことなく、事故が起こる場合を予測し、いろいろなケースの場合の環境への汚染の評価と対策をきちんと立てなければ、沼上の事故の教訓を学んだことにはならない。</p> <p>事故の場合の汚染評価と対策をおこなった場合の環境影響評価をきちんと行うべきである。</p>	<p>(2)への見解</p> <p>本環境影響評価は、「静岡県環境影響評価技術指針」に準拠し、事業の実施により環境に影響を及ぼすと考えられる環境影響要因を抽出し、環境影響評価項目として大気質、音、振動等の 17 項目を選定しています。</p> <p>また、環境影響評価項目の選定については、平成 15 年 2 月から 1 ヶ月間縦覧した「環境影響評価方法書」にも示しており、その後学識経験者から選定された環境影響評価審査会などの意見も踏まえて最終的に環境影響評価準備書に示す項目としています。</p> <p>環境影響評価では、事故時など予測外の汚染に対しては、その事故の部位、発生時期、破損程度など予測に対する不確実性が大きすぎて環境影響評価の対象とすることは困難であると考えます。ただし、安全管理や危機管理は本市においても重要視しているところであり、今後選定された PFI 事業者の導入する方式に見合った内容について、これらの面を考慮していきます。</p>

表 1-2(2) 住民意見の概要とそれに対する事業者の見解

住 民 意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
<p>(3) 汚染の評価は濃度ではなく、周囲への放出量でおこなうべきである</p> <p>焼却炉周囲の汚染は、ダイオキシンであれ重金属であれ、濃度だけではなく、1年間で言えば1年365日稼働した結果の、放出量が重要である。</p> <p>濃度だけの評価では、正しく汚染量が評価されない。同じ濃度でも、稼働時間が倍であれば、倍の汚染となる。濃度ではなく、放出量そのもので環境評価を行うべきである。</p>	<p>(3)への見解</p> <p>焼却施設は定期点検補修期間があるため、1年間(365日)連続して稼働することはありません。しかし煙突排ガスの影響については、環境影響評価準備書 P.5-81 に示すとおり安全側の観点に立ち、排ガス中に含まれる汚染物質の量(排出強度 Nm<sup>3</sup>/hr)が1年間(365日)排出されたと仮定して、大気質への影響予測を行っています。</p> <p>そのため、環境影響評価準備書に示す煙突排ガスの影響予測結果は、最大限の排出負荷量を想定した予測濃度であり、実際にはこれ以下に低減されるものと考えます。</p> <p>また、本環境影響評価では、周辺環境への大気予測濃度のみだけでなく、環境影響評価準備書 P.5-103 に示すとおり、現況(北部清掃工場、南部清掃工場)の排出負荷量と将来(新清掃工場、南部清掃工場)の排出負荷量を示しています。現況と将来の排出負荷量を比較すると、将来ではダイオキシン類は約57%削減されると予測されます。</p> <p>なお、煙突排ガス中濃度の連続測定が可能であるNO<sub>x</sub>、SO<sub>2</sub>、CO、HCl、ばいじん等については、常時監視や測定データの公開は可能ですが、重金属やダイオキシン類等連続測定技術が確立されていないものについては常時監視は困難です。</p>
<p>(4) 動植物への影響について</p> <p>周辺一帯すべてが、水田・休耕田・ヨシ原・湿地帯などとなっているのはじめて、これらの動植物が生息できる条件がある。こうしたなかに、忽然と巨大な人工物が出現した時の影響ははかりしれないものがある。自然の営みへの影響は予測不可能といえる。特に、渡り鳥が環境変化の中で、「現況と同様に、周辺を一時的に利用するのみと考えられることから、施設の供用・存在による影響はほとんどないと予測される」とする根拠はどこにあるのか明らかにすべきである。また、専門家による動植物の影響調査を実施すべきである。</p>	<p>(4)への見解</p> <p>事業予定地及びその周辺の調査地域は、広く畑地雑草群落が存在し、南側にはクロマツ植林の防風林や海浜植生が分布しています。また、水田やハス田の跡地には、ヨシが生育しヨシ群落が形成されています。耕作地、砂浜、造成地などには植物の生育していない場所も多く、全般的には多様性に乏しい貧弱な自然環境となっています。</p> <p>環境影響評価準備書では、動植物の調査結果から食物連鎖の関係や生物間の相互作用を整理し、生態系の調査、予測及び評価を行っています。生態系の予測では、生態系の上位性、典型性の観点から指標種として、ホンドキツネ、オオヨシキリ、ヨシ群落、水生植物群落を選定しています。事業の実施による生態系への影響は、工事に伴いヨシ群落、水生植物群落の生育地及びホンドキツネ、オオヨシキリの生息環境の減少が予測されますが、周辺に同等な生育地や生息環境が存在し、また環境保全対策(動物が周辺へ逃避できるよう、一方向からの工事の実施、繁殖期を避けた工事の実施等)の実施により、影響の低減を図っていきます。</p> <p>渡り鳥に対する影響については、現地調査により事業予定地周辺の状況を確認した結果、渡り鳥の移動ルートが海岸のクロマツ植林沿いとなっており、さらに建築物は40m以下で周辺にも飛行空間があること、煙突高さは60m以下で航空障害灯の点灯もないことから、飛行への影響も軽微と考えられます。</p> <p>環境影響評価の実施にあたっては、専門的知識が必要なことから業者の実績などを考慮し、専門的技術を有する業者へ委託しております。なお、動植物調査では、専門家(学識経験者など)に調査方法や時期について意見を伺い、その結果を踏まえて調査を実施しています。</p>

表 1-2(3) 住民意見の概要とそれに対する事業者の見解

住 民 意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
<p>(5) 溶融炉による排ガス・大気・土壌への重金属汚染の事後調査の欠落</p> <p>燃焼温度の高い溶融炉では、重金属の一部は蒸発する温度であり、重金属などが気体となって焼却炉周辺に飛散する可能性は高いことは、よく知られている。</p> <p>フィルターなどで重金属を回収するにしても、100%ではありえず、外部へ重金属の一部は飛散する。このことを無視した環境影響評価は、正当とはいえない。</p> <p>溶融炉において、重金属を無視するのは重大な欠陥であり、排ガス・大気汚染・土壌汚染・地下水汚染の全てについて、きちんと重金属の汚染予測をするべきである。</p> <p>さらに、稼働時に重金属の排ガス・大気・土壌・地下水の調査を継続して定期的に行うのが住民の健康と安全を守る浜松市政としては当然の責務である。</p>	<p>(5)への見解</p> <p>重金属類については分別が進んだ今日、家庭や事業所から出る一般的な可燃ごみの中には混入が少ないこと、気化した重金属類もバグフィルタ前の排ガス温度域(200以下)では再固化しバグフィルタで十分捕捉できることなどから、ダイオキシン類・重金属汚染については問題無いものであると考えます。さらに、焼却炉は密閉構造であるため焼却炉周辺に飛散することはありません。</p> <p>煙突排ガス中の重金属類については、バグフィルタ方式の既存清掃工場(浜松市南部清掃工場)の排出ガス調査結果(平成16年4月実施)において、水銀、鉛、カドミウムを測定し、全て定量下限値未満となっており、煙突からの重金属類の排出は確認できませんでした。</p> <p>以上のことから、本事業においても煙突排ガスによる重金属類の影響は、ほとんどないものと考えられます。</p> <p>また、現状としてごみ焼却施設から発生する排ガス中の重金属類の規制値は定められていないことから、予測項目の対象外としました。なお、土壌や地下水質への影響についても大気質への影響が考えられないため、影響はないものと考えます。</p>
<p>(6) 排ガス中のダイオキシンなどの定期調査回数</p> <p>排ガス中のダイオキシンが年2回の調査では少なすぎ、変動をとらえるには不十分である。変動や事故があっても、6ヶ月もそれが判明しない可能性も考えられる。少なくとも月1回以上は、排ガス中の重金属の調査とともにダイオキシン調査も行うべきである。</p>	<p>(6)への見解</p> <p>排ガス中のダイオキシン類調査については、環境影響評価準備書の「第6章 事後調査計画」に示すとおり年2回/炉を計画しています。</p> <p>ダイオキシン類の分析は、分析期間として数ヶ月程度必要であるという問題があります。そのため、ダイオキシン類の生成はごみ焼却における燃焼状態と密接な関係があることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においても、燃焼ガス温度や煙突排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定することを義務づけ、燃焼管理を行うことによりダイオキシン類の発生を抑制するとともに、環境中への排出を管理することとなっており、新清掃工場でも実施します。</p> <p>また、ダイオキシン類の排ガス濃度基準(計画保証値:0.05ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>)は、PFI事業者への要求保証としており、この基準を遵守するため複数の組み合わせによる排ガス処理装置が設置されることから、排ガス濃度の管理として問題ないと考えます。</p> <p>煙突排ガス中の重金属類については、「意見(5)」への見解に示すように、煙突からの重金属類の排出はほとんどないことから、調査の対象としていません。</p>

表 1-2(4) 住民意見の概要とそれに対する事業者の見解

住 民 意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
<p>(7) ダイオキシン類の環境測定方法について</p> <p>新清掃工場建設にあたり、「ダイオキシン減らし」は当然の対策であり、その環境測定は信頼性を確保されたものでなければならぬ。</p> <p>環境省は、平成 13 年 3 月 30 日付で「ダイオキシン類の環境測定を外部委託する場合の信頼性の確保に関する指針」を出している。しかし、委託を行う者（浜松市）が講ずべき措置等が『指針』に基づいて実施されているかどうかを判断する資料が「準備書」にはない。</p> <p>実施されているのであれば、その実施状況を公表すべきである。</p>	<p>(7)への見解</p> <p>ご指摘の指針は、環境省が実施するダイオキシン類の全国調査等において、一律の精度を確保するために規定されたものであり、環境影響評価など環境調査全てに対し強制力を持ったものではありません。ただし、環境影響評価準備書には記載してありませんが、環境省のダイオキシン類請負調査の受注資格を有する機関が、同指針に準じた分析を行っており、信頼性の確保に努めています。</p> <p>なお、ダイオキシン類のように超微量物質の濃度を測定する上では、その精度管理は重要であるため、環境省による大気環境・底質・土壌調査測定マニュアル等に基づき調査を行っています。さらに、計量法の上でも、ダイオキシン類は計量証明事業の中で特に高度の技術を必要とする事業として、特定計量証明事業として定められており、実施機関はこの認定事業者となっています。</p> <p>以上のことから、測定結果の信頼性は確保されているものと考えます。</p>
<p>(8) 第 2 次募集要項（第 5 号様式-1）1、提案施設概要の項目のうち、「安全管理に関する事項」について</p> <p>第 2 次募集要項（第 5 号様式-1）1、提案施設概要の項目のうち、「安全管理に関する事項」について、溶融施設は、高温の溶融物や炉形式によっては還元性ガス等を取り扱うため、大きな事故につながる恐れがあるので、安全には十分注意する必要がある。したがって、募集要項の「安全管理に関する事項」に「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」に基づき、次の諸点を付け加えるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水による異常圧力上昇対策</li> <li>粉塵等飛散対策</li> <li>湯漏れ対策</li> <li>還元性ガス対策</li> <li>感電・漏電対策</li> </ul>	<p>(8)への見解</p> <p>本意見については、環境影響評価準備書に対する意見ではなく、PFI 事業者の第二次募集要項に対する意見であると考えます。</p> <p>なお、安全管理は本市においても重要視しているところであり、今後選定された PFI 事業者の導入する方式に見合った内容について、これらの項目等を考慮していきます。</p>